

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

こんなものにも税金が (一時・雑所得の例示)

Q：一時所得や雑所得とはどのようなものをいうのですか。

A：所得税では、利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林及び譲渡の各所得のいずれにもあてはまらない所得は、一時所得か雑所得のどちらかにあてはまることとなります。

一時所得は、営利を目的とせず、労務や役務の対価でなく、資産の譲渡でない、一時的な所得をいいます。例えば、次のような所得をいいます。

- ①懸賞の賞金品、福引の当選金品など
- ②法人からの贈与による金品
- ③遺失物拾得者又は埋蔵物の発見者が受ける報労金
- ④借家人が家屋の立退きに際して受ける立退料
- ⑤住民税や固定資産税の前納報奨金
- ⑥競馬の馬券の払戻金など

一方、雑所得は、一時所得にあてはまらないものであり、具体的な例示としては次のようなものが挙げられます。

- ①国税や地方税の還付加算金
- ②従業員や役員が取引先から受けるリベート
- ③就職支度金
- ④金銭の貸付けによる所得（事業から生じたものを除く）
- ⑤原稿料や講演料など（事業から生じたものを除く）

一時所得や雑所得の中には、源泉税を差し引かれるものもあります。

